

## 2 メディカルコントロール体制のあり方

# 2 メディカルコントロール体制のあり方

## (1) 検討の背景

### ① メディカルコントロール体制の歴史 - 1

#### ○救急救命士制度の開始

- 1991年(平成3年) 救急救命士法(平成3年法律第36号)施行
- 1992年(平成4年)「救急救命士の資格を有する救急隊員による救急業務の開始について」  
(平成4年5月19日付け消防救第66号消防庁救急救助課長通知)

#### ○メディカルコントロールの概念と体制づくり

- 2000年(平成12年) 病院前救護体制のあり方に関する検討会 報告書(厚生省)
- 2001年(平成13年) 救急業務高度化推進委員会 報告書(消防庁)
  - ―救急救命士を含む救急隊員の応急処置等の質を保障するメディカルコントロール体制の構築
    - 常時かつ迅速・適切に指示、指導・助言を行える体制
    - 「救急業務に精通した消防機関の指導者による、救急活動全般についての事後検証」と、「医師による医学的観点からの事後検証」の二重評価を行える体制
    - 救急救命士の質の更なる向上を図る目的で、病院実習を含む再教育を実施できる体制
- 2001年(平成13年)「救急業務の高度化の推進について」(平成13年7月4日付け消防救第204号消防庁救急救助課長通知)
- 2003年(平成15年)「メディカルコントロール体制の充実強化について」  
(平成15年3月26日付け消防救第73号号医政指発第0326002号消防庁救急救助課長・厚生労働省医政局通知)
  - ―都道府県メディカルコントロール協議会と地域メディカルコントロール協議会の役割を提示
    - 地域メディカルコントロール協議会での業務のプロトコール、マニュアル等の作成

## 2 メディカルコントロール体制のあり方

### (1) 検討の背景

#### ① メディカルコントロール体制の歴史 - 2

##### ○応急処置・救急救命処置範囲の拡大

- 2003年(平成15年)「救急救命士法施行規則の改正について」

(平成15年3月26日付け消防救第72号消防庁救急救助課長通知)

—事前・事後のメディカルコントロール体制の確立の下で、「包括的指示の下での除細動の実施」が  
応急処置に該当する。

- 2004年(平成16年)「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施について」

(平成16年3月23日付け消防救第55号消防庁救急救助課長通知)

—事前・事後のメディカルコントロール体制の下で、医師の具体的指示を受けた際に  
「気管内チューブによる気道確保」が救急救命処置として可能になる。

以降、同様に事前・事後のメディカルコントロール体制の下で、

- ◆ 2005年(平成17年)に心臓機能停止の状態にある傷病者への薬剤(エピネフリン)投与
- ◆ 2014年(平成26年)に心臓機能停止前の傷病者への重度傷病者への輸液、低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

が医師の具体的指示を受けた際に、救急救命処置として可能になる。

## 2 メディカルコントロール体制のあり方(連絡会設置)

### (1) 検討の背景

#### ① メディカルコントロール体制の歴史 - 3

#### ○傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準(実施基準)の策定

- 2008年(平成20年) 平成19年度 救急業務高度化推進検討会
- 2008年(平成20年) 平成20年度 消防審議会
- 2009年(平成21年) 平成21年度 消防審議会答申
  - ー 円滑な救急搬送・受入れ体制実現のため都道府県においてルールを策定し、救急搬送・受入れに関する組織を設置すること。
- 2009年(平成21年) 消防法の一部を改正する法律(平成21年法律第186号)施行
  - ー 各都道府県に実施基準と協議会の設置を義務づけ

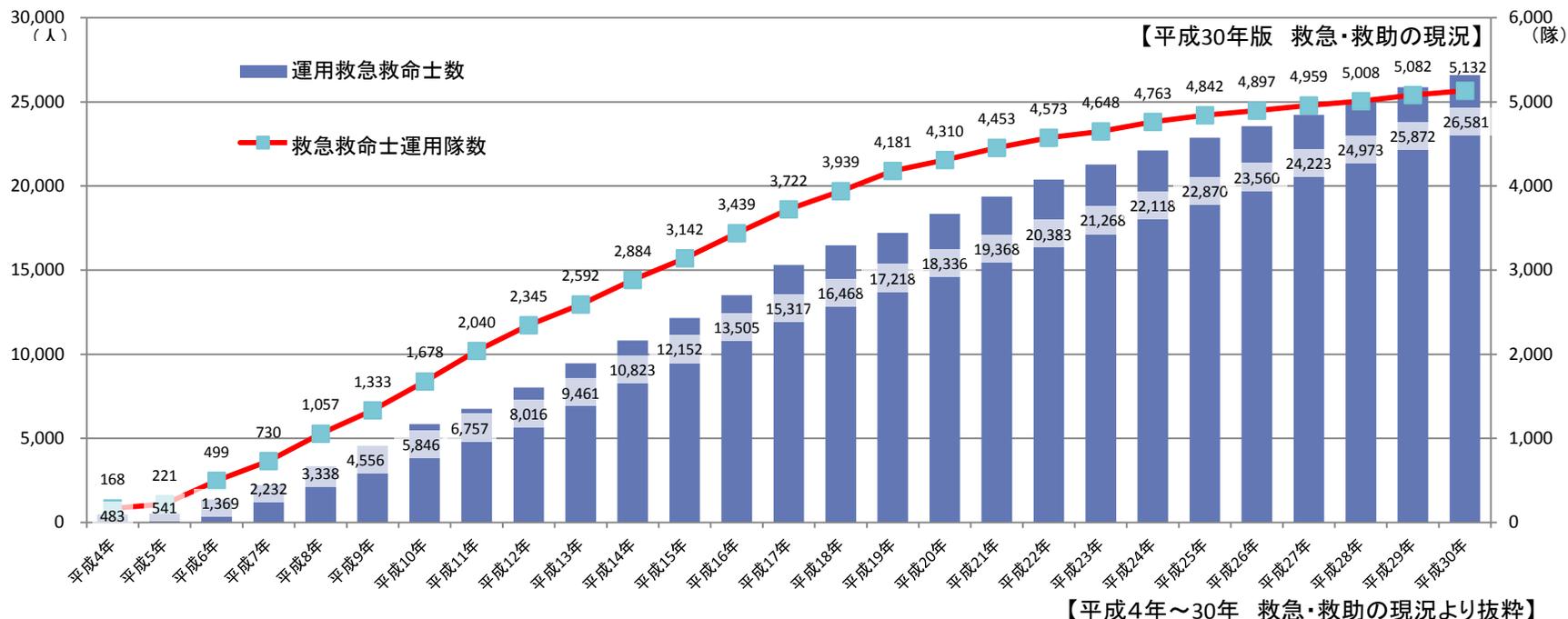
#### ○指導救命士制度の開始

- 2014年(平成26年) 「救急業務に携わる職員の生涯教育のあり方について」  
(平成26年5月23日付け消防救第103号消防庁救急企画室長通知)
  - ー「メディカルコントロール体制の中で、医師連携して救急業務を指導する者」として「指導救命士」を定義。

# 2 メディカルコントロール体制のあり方

## (1) 検討の背景

### ② 救急救命士数と救急救命士運用隊数の推移



	H4	H7	H10	H13	H16	H19	H22	H25	H28	H30
救急救命士同乗割合	4.0%	16.6%	37.2%	56.8%	73.0%	86.3%	93.1%	96.8%	98.4%	99.1%
救急隊数 (救急救命士運用隊数)	4,237 (168)	4,387 (730)	4,515 (1,678)	4,563 (2,592)	4,711 (3,439)	4,846 (4,181)	4,910 (4,573)	5,004 (4,842)	5,090 (5,008)	5,179 (5,132)

・救急救命士制度開始から救急救命士数・運用隊数は年々増加している。  
制度開始から約30年が経過し、経験豊富な救急救命士が生まれてきている。

## 2 メディカルコントロール体制のあり方

### (1) 検討の背景

#### ③ メディカルコントロール(以降「MC」という)体制の目的と役割

##### ○目的

①各種プロトコルの策定、②医師の指示、指導・助言、③救急活動の事後検証、④再教育等により、医学的観点から、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証する。

##### ○都道府県MC協議会

- ・ 構成員 : 都道府県消防主管部局・衛生主管部局、都道府県医師会、都道府県内の救命救急センターの代表者、都道府県内の消防機関等
- ・ 協議会数: 全国に47協議会(平成30年8月1日時点)
- ・ 役割 : 地域MC体制間の調整  
地域MC協議会からの報告に基づき指導、助言 等

##### ○地域MC協議会

- ・ 構成員 : 都道府県消防主管部局・衛生主管部局、消防機関、郡市区医師会、救急医療に精通した医師等
- ・ 協議会数: 全国各地域に251協議会(平成30年8月1日時点)
- ・ 役割 : 地域の医療機関と消防機関の連絡調整  
業務のプロトコルの作成  
医師の指示、指導・助言体制の整備  
救急活動の事後検証体制の確保  
救急救命士等の教育機会の確保 等

## 2 メディカルコントロール体制のあり方

### (1) 検討の背景

#### ④ MC体制へ期待される役割

MC体制に期待される役割が大きく、また、多様化してきている

##### 精神疾患・受入れ困難症例

- 傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会（平成21年度）  
→「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について」（平成21年10月27日付け消防救第248号消防庁次長通知）
- 消防と関係他機関との連携（搬送困難事例に対する連携方策の検討）（平成28年度救急業務のあり方に関する検討会）  
→「精神科救急における消防機関と関係他機関の連携について」（平成28年12月26日付け消防救第189号救急企画室長通知）

##### 救急隊の感染防止対策

- 救急隊の感染防止対策（平成30年度救急業務のあり方検討会）  
→「救急隊の感染防止対策の推進について」（平成31年3月28日付け消防救第49号救急企画室長通知）

##### DNAR事案

- 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施（平成30年度救急業務のあり方に関する検討会）

##### その他

- 通信指令員の救急に係る教育のあり方（平成24年度救急業務あり方に関する検討会）  
→「口頭指導に関する実施基準の一部改正等について」（平成25年5月9日付け消防救第42号消防庁次長通知）
- 救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方（平成24・25年度救急業務のあり方に関する検討会）  
→「救急業務に携わる職員の生涯教育のあり方について」（平成26年5月23日付け消防救第103号救急企画室長通知）
- 救急業務に携わる職員の教育（平成27年度救急業務のあり方に関する検討会）  
→「指導救命士認定者数拡大に向けた取組について」（平成28年3月31日付け消防救第39号救急企画室長通知）

MC体制に、様々な役割が求められており、整理することが必要

## 2 メディカルコントロール体制のあり方

### (2) 検討の目的

#### ① 救急隊員に対して医師が指示、指導・助言を行う体制

常時かつ迅速・適切に指示、指導・助言を行える体制(いわゆるオンラインMC体制)

- 救急救命士制度の開始時や、救急救命処置範囲の拡大等の機会を通じ、救急救命士が常時かつ迅速に指示、指導・助言を受けることができる、いわゆるオンラインMC体制について、全国的に充実が図られてきた。
- 一方で、救急隊員が指示要請を行うタイミングや、救急隊員への指示の適切さといった点では不十分であるという意見があった。(「病院前救護のあり方に関する検討会報告書(平成12年5月厚生省)」、「救急業務高度化推進委員会報告書(平成13年3月総務省消防庁)」)
- また、特定行為の指示要請以外に、こういった場面でどのような指示、指導・助言が救急隊員から求められ、実施されているかの実態把握はできていない。



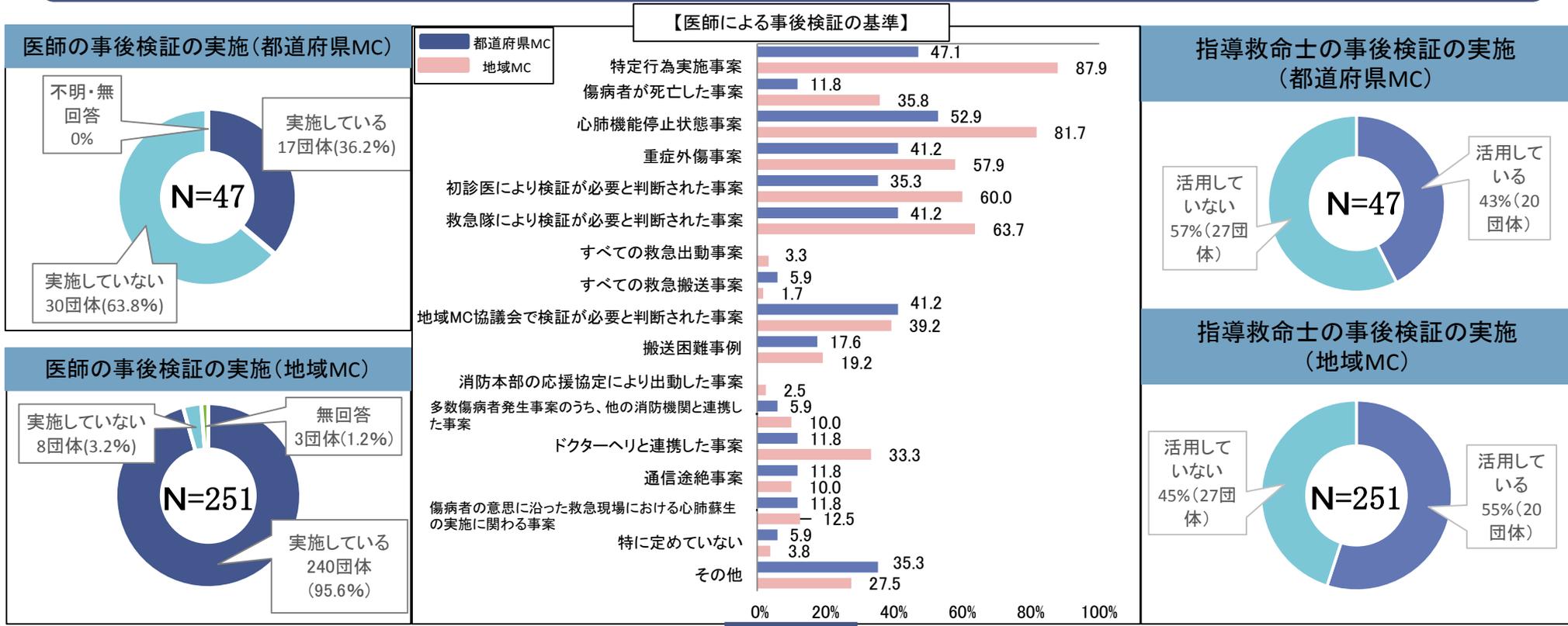
- ・救急救命士制度の成立以降充実が図られてきた、常時かつ迅速に指示、指導・助言を行える体制について、充実度合いを把握すべきではないか。
- ・適切な指示、指導・助言が行われているかといった点や、特定行為の指示要請以外の指示、指導・助言が求められ実施されているかの実態を把握すべきではないか。

# 2 メディカルコントロール体制のあり方

## (2) 検討の目的

### ② 救急活動の事後検証体制の確保

「救急業務に精通した消防機関の指導者による、救急活動全般について事後検証」と、「医師による医学的観点からの事後検証」の二重評価を行える体制



・事後検証の項目が「質の高い搬送」に資する内容となっているか、「救急業務に精通した消防機関の指導者による、救急活動全般についての事後検証」も加えた二重評価がどの程度行われているか等の実態を、指導救命士が果たしている役割を含めて把握すべきではないか。

## 2 メディカルコントロール体制のあり方

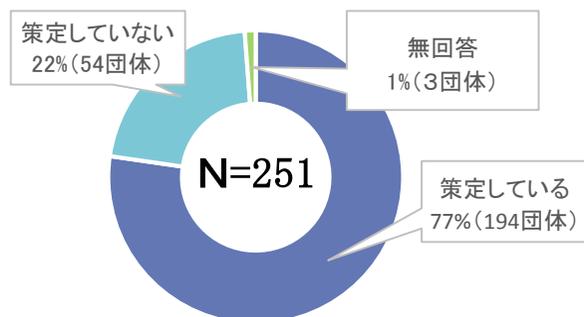
### (2) 検討の目的

#### ③ 救急救命士等の教育機会の確保

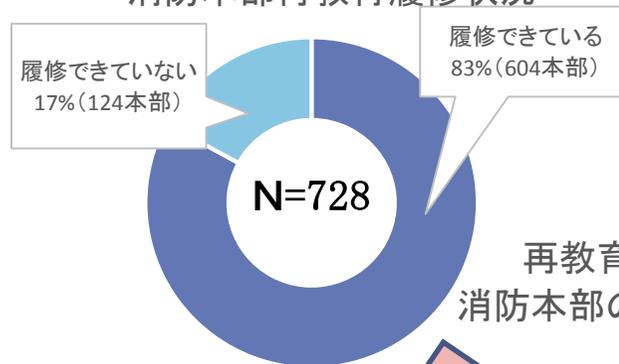
救急救命士の質の更なる向上を図る目的で、病院実習を含む再教育を実施できる体制

#### ○再教育実施状況

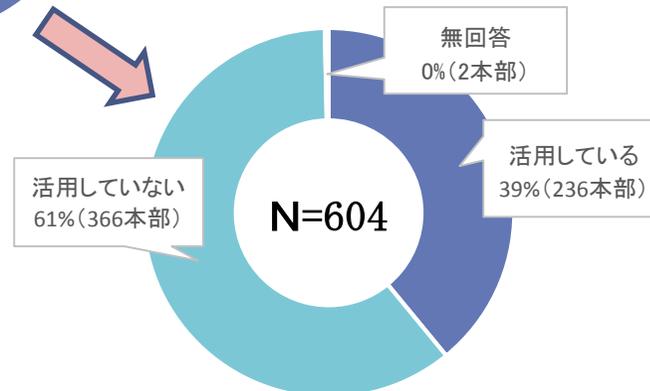
再教育において実施すべき項目を  
定めている地域MC協議会



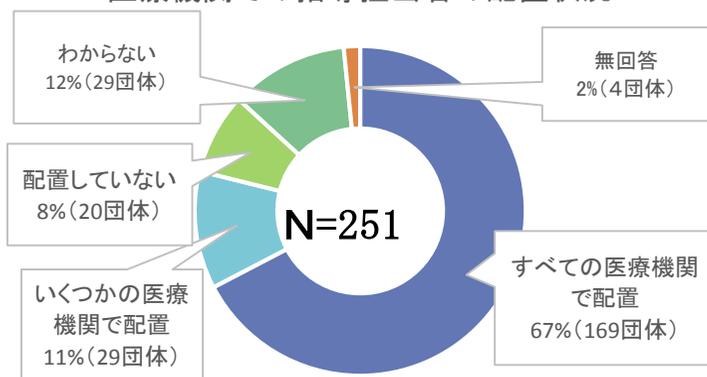
消防本部再教育履修状況



再教育の履修ができている  
消防本部の指導救命士の活用状況



医療機関での指導担当者の配置状況



【救急救命体制の整備・充実にに関するアンケート調査(平成30年8月1日時点)】

・医療機関における再教育としての病院実習と、消防機関における日常的な再教育の実施状況・教育内容を、指導救命士が果たしている役割を含めて実態を把握すべきではないか。

## 2 メディカルコントロール体制のありかた

### (3) 検討事項

#### ① 検討課題

- MC体制に期待される役割が大きく、また、多様化してきているため、その役割を整理する。
- 整理された役割をもとに、MC体制の実態や課題をより具体的に把握する目的で調査を行う。
- 調査結果をもとに、先進的な取組のヒアリング等を適宜行いながら、実態把握と課題の整理を行う。

#### ② 開催スケジュール(イメージ)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
メディカルコントロール体制のあり方(連絡会)		検討会(第1回)	第1回連絡会	実態調査		第2回連絡会	検討会(第2回)	第3回連絡会	検討会(第3回)	報告書発出 情報提供